

随意契約理由書

工事名 大矢知 6 号線道路復旧工事
工事場所 四日市市 大矢知町 地内

市道大矢知 6 号線に隣接する山林の斜面が、平成 27 年 9 月の降雨の影響により崩壊した。これにより、山林に隣接する道路及び中部電力株式会社の所有する鉄塔の鉄塔敷に土塊が流入したため、現在、中部電力株式会社が鉄塔周りの復旧工事を発注し、工事現場までの仮設道路を敷鉄板を用いて設置し施工している状況である。

本工事は、当該工事と施工区間及び施工現場への進入路が重複している為、中部電力の工事と一体的に施工することが必須の条件となる。さらに、斜面崩壊状況を熟知し崩壊斜面直近の工事を安全に進捗させる必要もあることから中部電力株式会社から復旧工事を受注している株式会社安藤・間に随意契約するものである。

地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項 第 6 号